

○14番（大崎 潤子君） おはようございます。日本共産党の大崎潤子です。今6月定例議会におきまして次の4点、1点目は介護保険について、2点目はまちづくりについて、3点目は観光と農業について、4点目は教育問題についての質問をいたします。担当課の明快な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に介護保険について、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画における基本計画、数値目標の達成状況であります。来年度からは第7期の介護保険事業計画が始まります。何よりも第6期の事業計画を基に総括し、問題点の洗い出し、効果など研鑽することがとても重要だと思います。今年度は、4、5月とまだ2カ月が過ぎたところですが、現時点における達成状況を示してください。

次に平成27年度には、介護保険法の改正がありました。従来の介護保険サービスの4つの特徴は、①要介護認定を受ければサービスが利用できた。②要介護1から5の方は特養ホームなど施設に入所申請ができる。③利用料は、所得に関係なく1割負担。④低所得者、非課税世帯は、施設の食費・部屋代の補助があることでした。

しかし、平成27年度の法改正により①一定以上の所得の利用者の自己負担は2割化されました。②特養入所者は、原則要介護3と限定されました。③補足給付の支給に配偶者課税、預金等があれば食費・部屋代を補助しないと決まりました。この法改正後のそれぞれの件数、そして介護報酬の改定による影響について伺いたいと思います。

次に全国一律の介護保険から軽度者向けの一部サービスを切り離し、市町村に担わせる新方式の総合事業の移行期間が終わり、東員町でもこの4月から新総合事業が始まりました。介護事業所だけでなく、NPOやボランティアも担い手となることができます。地域の状況や利用者について伺いたいと思います。

最後に第6期の事業計画で地域包括支援センターの機能評価の中で、笹尾、城山地区に2つ目の地域包括支援センターの機能を持つ拠点を検討していきますと明記されています。2025年問題まであと8年です。具体的にはどのように進んでいますか。

以上の点について福祉部長の答弁を求めます。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） 「介護保険について」のご質問にお答えいたします。

1点目の第6期基本計画の達成状況につきましては、現在進めている「高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の策定」に併せて、今後、分析・評価を行うこととしておりますので、現時点での全体的な達成状況について申し上げます。

平成27年度から平成29年まで3年間を計画期間とした第6期計画では、「住みなれた地域で支え合い健康で暮らせるまち とういん」を基本理念とし、「健康づくり・介護予防の推進」「介護保険事業の充実」「高齢者福祉の充実」「安心のまちづくりの推進」を4つの柱に地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めております。

「健康づくり・介護予防の推進」については、転倒予防などの予防教室や出前講座などを開催し、多くの高齢者の方に参加していただきました。しかし、参加者は固定化した傾向にあり、

対象者数を比較するとまだまだ少ない状況であると思います。また、本年4月から新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、スムーズな移行を目指し取り組んでおります。

「介護保険事業の充実」については、平成28年度の介護保険サービスの給付状況を計画値と比較いたしますと約84%の給付状況となっております。また、本年3月末時点の第1号被保険者の認定者数についても757人で、認定率は10.7%と認定者数も横ばい状況であり、認定率は全国平均の18.0%、三重県平均の18.3%と比較すると大きく下回り、本町の高齢者の皆さんは健康づくりや介護予防に対する意識が高いところとうかがえます。

施設整備については、新たな地域密着型サービスとして、「看護小規模多機能型居宅介護」を計画に位置づけし、本年4月1日事業所がオープンいたしました。

「安心のまちづくりの推進」については、地域包括支援センターの強化として保健師を1名増員するなど相談業務体制の強化を図りました。その他「認知症施策」や「在宅医療と介護連携」を重点施策と位置づけ、関係機関と連携を強化し取り組みを推進しております。このように第6期の計画達成に向け、おおむね順調に進んでいると考えております。

2点目の法改正後の検証につきましては、平成27年度介護保険制度の改正では、「地域包括ケアシステムの構築」「費用負担の公平化」を目的に全国一律の予防給付が市町村の取り組む事業に移行された他、特別養護老人ホームの機能の重点化、サービス利用者の自己負担の見直しなどが図られました。

まず一定以上の所得のある利用者の自己負担2割への引き上げについては、平成27年8月から利用者約800人のうち1割の方がその対象となりました。利用者負担は引き上げられたものの、高額介護サービス費の支給により所得に応じ一月当たりの上限額を超えた部分が給付されることにより負担の一部は軽減されております。高額介護サービス費の給付対象者数と給付費が増加していることや、各サービスの給付状況にも大きな変動はみられないことから、サービスの利用を控えておられることはないと考えております。

次に特別養護老人ホームの入所状況については、入所者は70人前後で推移しております。平成27年4月から「新規入所者が原則要介護3以上に限定」されましたが、平成27年3月以前からの入所者については継続して入所できること、更には認知症などで居宅においては介護を受けることが困難な場合は、特例的に入所できることとされております。現時点の要介護2以下の利用者は5人で、改正による退所への影響は少ないと推測しております。

次に「施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件変更」については、平成27年8月から世帯が異なる配偶者の課税状況を反映し、預貯金等の資産要件が追加され、さらに平成28年8月から遺族年金などの非課税年金も収入に反映されることとなりました。改正の影響を受けた対象者は、平成27年8月ではほとんどなく、また平成28年8月では20人弱の方が負担増となりました。補足給付は年々増加し、入所状況も減少がみられないことから、改正による影響は少ないと考えております。

次に介護報酬の改正による事業所への影響については、経営が困難であるなどの相談もなく、それぞれの事業所が介護職員の処遇改善に対する加算を活用するなど、ご努力いただいている

ものと推測しております。事業所におかれましては、引き続きサービス提供体制加算を活用され事業を推進されることを願うところでございます。

3点目の「新総合事業が始まり地域の状況・利用者の状況」について、本年4月から新しい総合事業として要支援認定者、事業対象者に対する多様な訪問型・通所型のサービスを開始いたしました。通所型サービスでは、現行の事業所による通所介護の他、基準を緩和したミニデイサービス、専門職が認知症予防や運動機能向上に向け短期集中で行うサービス、訪問型サービスでは、現行の事業所による訪問介護の他、口腔機能向上、生活機能向上、閉じこもり・うつ予防に向けた専門職が訪問して行う短期集中サービスがスタートしました。現在、要支援認定を受けてサービスを利用している方については、本年度中の有効期間満了日から順次移行することから、新総合事業の利用者は少ない状況となっております。

利用者については、新規対象者が6人、更新により移行された方が3人、サービス利用については、現行相当の通所型サービスが3人、基準緩和のミニデイサービスが4人、短期集中通所型サービスが2人となっております。今後、随時要支援サービスから新総合事業へ移行してまいりますので、ケアマネジャー及びサービス事業所と連携を図りスムーズな移行に努めてまいります。

4点目の「2つ目の地域包括支援センターの具体化」については、高齢者数の増加から中学校区単位での地域包括支援センターの設置を目指し、第6期介護保険事業計画において設置の検討を計画しておりました。次期の平成32年度までの第7期計画期間中に設置場所、運営方法など、さらに具体化に検討してまいります。

今年度に策定する高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画については、団塊の世代の方が75歳に到達される2025年、平成37年を目指した地域包括ケアシステム構築に向け重要な位置づけとなることから、高齢者施策等検討委員会を中心に、今までの事業をしっかりと検証し、住民の皆様の意見を反映した計画を策定してまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 答弁いただきました。特に1番目の数値目標におきまして、介護予防教室の延べの参加人数が2,202という形で想定されておきまして、参加者によるグループづくりやサークルづくりの支援をということを書いてあるんですけど、これは先ほどの答弁の中で、進んではいるけれど、この数値にはほど遠いのか、そのあたりをお願いしたいというのと、生活支援サービスが6,700件という形で数値目標がありますけれど、月曜日から金曜日週5回、給食1食300円、安否確認もできますけれど、この中で特筆する事例などがあるんでしょうか、件数ではなくて利用者は何名なのか、それともう一点は、健康増進の推進というので啓発活動20回という数値目標がございますが、この点についてお願いしたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

3点のご質問かと思えます。まず1点目の健康づくり介護予防の推進というところの計画と実績につきましては、計画でいきますと16回、実施でいきますと17回開催してございます。概ね件数は達成してございますが、やはりターゲットと申しますか、対象者をハイリスクな40歳以上を対象に個別指導を行ったというところも書いてございまして、その辺について内容を一部変えてございます。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯等の生活支援の推進ということで、これは配食サービスと申しますか、生活支援型の配食サービス、計画でいきますと6,700人、実施でいきますと4,466件という件数となっております。平成28年度の利用者数、人数でございますが延べ28名という形で特筆的なものとしては、事例と申しますか、あまり特異的なものは私の方として把握してない部分もございまして、減少した理由については民間的なサービス、またスーパーとかコンビニとかそういった利用者も増えてきておるのが影響してるのではないかと推測してございます。

健康づくり・介護予防の推進という点でございますが、この辺につきましても件数的にいきますと、平成28年度が介護予防教室の件数で2,100件が2,858人という実績でございます。参加者が固定化しているという点も踏まえてまして、今後もう少しPR等も大切なことというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 知る述べていただきましたので、また細部については原課の方でお尋ねいたします。

広報とういん6月号のトップの紙面で、高知県で始まりましたいきいき百歳体操を紹介しております。先ほど部長の答弁の中にも総合事業の話がございまして、今後そういう形でいろんなところでこのいきいき百歳体操が始まるのかなというふうには考えておりますけれど、この体操をすることによって、どういう形で今までやってらっしゃった地域での様子、データなどをお持ちなのか、そのデータを公表しながら、今後全地域に広げていかれるのか、そのあたりについてお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

介護予防の観点から、いきいき百歳体操を全地域に広めていって各自治会、自治体と申しますか自治会に要請等ございましたら、そちらに出向いて推進していくというふうに考えてございます。これにつきましては、効果と申しますか、厚労省の方からも検証がございまして、非常に介護予防にいいという判断のもと推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 予防に効果があれば大いに広げていただきたいというふうに思います。西1丁目でも2回今実施しておりまして、これからどういう方向が示されるのか楽

しみにしているところでございます。

先ほど部長の答弁の中で、第7期の事業計画の中で2つ目の地域包括支援センターについては、きちっと場所も含めて明確化していきたいというような答弁があったように思います。今回のアンケート調査は、一般高齢者が2,000人、要介護認定者700人で実施されるということお聞きいたしております。要支援者1、2は一般高齢者の部類に入るようなことも伺っております。そしてこの回収率については、100%がいいわけですが、そうはいかないわけで、前は72.6%と77.8%でございました。アンケートをいただいた皆さんが、このアンケートの内容なら解答をきちっと書いて送ろう、そういう内容になることがとても大事だというふうに思います。そういう内容にさせていただいて、多くの皆さんの声を吸い上げていただきたい。回収率が低い場合のフォローアップはどういうふうに考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） アンケート調査についてのお答えをさせていただきます。議員申されましたように、前回につきましては一般高齢者は1,000人を、今回は2,000人を対象ということで対象者を増加させております。その回収率につきましても、やはりなかなか回答いただけない方に対しましても周知というのは必要だと思いますし、アンケート内容につきましても高齢者施策検討委員会といたしますか、そちらの中で検討いただいた中身を網羅させていただいて、アンケート調査をさせていただくということとなっておりますので、できる限り多くの方に回答いただけるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 2025年問題もありまして、とても大切な第7期のアンケート調査ではないのかなというふうに思いますので、しっかりと町民の声を拾っていただいて、本当に介護保険は保険料払ってるけど介護してもらえない、そんな状態をこの東員町で作り出していないことを願ひまして、次の2点目に入りたいと思います。

2点目は、まちづくりについて。東員町のこれからの10年後を目指すまちづくり計画、東員町都市計画マスタープラン改正素案ができ上がりました。まちづくりの方針で東員駅、東員町役場周辺においては、公共交通の結接点であるとともに公共施設が集積した地区であることから、新しいまちの顔の創造に向け基盤整備や市街地整備を通じて都市機能の集積を図るコンパクトシティとしてのまちづくりを進めるとなっています。まちの顔の創造とは、どんなまちづくりでしょうか、具体的に示してください。

次にコンパクトシティとしてのまちづくりを進めるとなっています。これからは人口減少、あるいは高齢化社会となる中で特定地域に居住地を集約すれば、それ以外の地域の減少を促進することになりませんか。確かに公共交通が利用可能で生活関連施設が一定の場所に集約しての方が住民にとっては便利、安全・安心、財政的に効率であるとは思いますが、しかし、一方ではそれを実現することは可能だろうか、全てコンパクトになることは望ましいのだろうか、目標とする都市空間の実現までにどれだけの時間と費用がかかるのだろうか。期待される効果

は得られるのだろうかと考えるものです。そこで、この政策を進めるメリットをお聞きします。

次にコンパクトシティの政策は、中心市街地の活性化、公共交通の維持や施設整備が中心となるのではないのでしょうか。それよりもそれぞれの地域の自然や特性、文化にも配慮したまちづくりをそれぞれの地域で生み出すことがまちづくりには必要だと考えます。北部・中部・南部それぞれの特性を活かし、自らの地域の豊かな将来像を描くことのできるまちづくりが大切だと考えます。町長の答弁を求めます。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） まちづくりについてのご質問ですけど、昨日と若干重複する部分もあるかもわかりませんが、お答えさせていただきたいと思います。

日本では成熟社会を迎えまして人口が減少し、少子高齢化傾向が顕著になってきております。本町も例外ではなくて、こういう状況の中で、次の世代の町の将来像を具体的に描いていく、そんな時期に来ているのではないかと考えております。

その一つとして平成19年度に策定いたしました本町の土地利用の基本的な方向性を示すための都市計画マスタープラン、これがもう今、時代に合わなくなってきているということから、現在その改定作業を進めております。この中で掲げております「まちの顔の創造」についてでございますが、本町は、役場を中心に公共施設群が集結しております。しかし、目の前にある北勢線東員駅、これは非常にポテンシャルの高いエリアというふうに思っていますが、ここと有機的な繋がりがなくということ、小さな町、東員町の土地利用上、有効性を欠いているという状況ではないかというふうに思っております。いわゆる駅前と役場の間、この空間に住宅や商業、医療・福祉など生活拠点としての機能が加わることによって、それぞれが持っている機能が連携し合って活力あるエリアが創出されるのではないかと考えております。

本町は、大規模団地造成によって、その当時、若い世代の流入が進み、「まちの形」が大きく変わった時期があります。時代は流れて高度成長期から成熟社会に変わった今、山積する課題解決のために、今一度「まちの形」を変えていく時期に来ているのではないかというふうに思っています。

笹尾、城山地区の高齢化やそれに伴う過疎化に対応することを、今言いました町の中心部である東員駅周辺における生活拠点づくりと連動させることにより、町内での人の移動、移住を促し、笹尾、城山地区での人の循環、地域の再生に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、本年度は「新産業創造プロジェクトチーム」を立ち上げ、本町の基幹産業である農業を核とした観光まちづくりを目指し、農業の6次産業化を視野に入れた取り組みを進めております。その収穫した農産物やそれを加工する加工品の販売拠点が必要になってきます。駅前エリアでは、人の賑わいを作り出すことによって、こうした稼げるまちの拠点としての機能にも期待しているところでございます。

また、北勢線につきましては、どこのローカル鉄道でも同じことなんですが、北勢線は今、沿線2市1町が財政的な支援をすることで成り立っているという状況にあります。東員駅を核

とした新たな拠点が形成されることになれば、乗客が増えるということにも繋がって北勢線活性化の一助になり、財政負担の軽減が図れるものと考えております。このように近年増加する様々な課題に対応するため、こうした「まちの形」を変える取り組みは、本町が次のステージへ移行するための重要な取り組みであると考えております。

コンパクトシティにつきましては、公共サービスや市民サービスを提供する際に、できるだけコンパクトな提供の仕組みが経費の節減に繋がることは先ほどからもお解りいただけるいうふうに思っておりますが、町民の利用環境の向上や利便性、行政の公共投資、サービスの効率化などを考えたとき、できるだけ狭いエリアで行われるサービスは両者にとって効率のよい方法だと考えております。東員駅前整備は、その一つの取り組みと考えております。

最後に、地域資源や地域特性を活かした主体的な取り組みにつきましては、大変重要な視点であると思っております。東員町は、自然に恵まれたそれでいて利便性の高い町です。また、町民の皆様の不断の活動により健康長寿や文化度の高い生活環境を誇っております。こうした本町の特性を活かした取り組み、「農業を核とした稼げるまちづくり」や歴史、あるいは伝統を重んじつつ新しい取り組みにもチャレンジしていく「おみごとな健康活躍のまちづくり」など町民の皆様とともに進めていこうと考えております。

いずれにいたしましても、本町の子どもたちが成長した暁には、この町に育ち、暮らしてよかったなと思ってくれるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 町長から答弁をいただきました。確かに平成20年3月の都市計画マスタープランの中では、基本方針の中で本町の顔となるような新しいまちづくりを進めるということが明記されておまして、それが10年かけて今町長がおっしゃったような形になってきたというふうに思うんですけども、ここに行くまでには非常な時間がかかってきているわけです。これから東員駅周辺に例えば住宅地を作ったり、いろんな開発が入るとなれば、今まで以上に膨大なお金やら時間が必要となっていくわけですけど、そのあたりについて、金額はわからなければあれなんですけれども、どういう絵を描いてらっしゃるのでしょうか。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今まで非常に時間がかかってきたということです。それは事実です。これは法の規制がありなかなか難しい、地域的に難しい地域であるということで、まだまだ乗り越えなければならぬ壁はあると思いますが、ようやく国の方も目を開いてくれているということで、少し手応えを感じてきているということなんです。これをこれから進めていくということにつきましては、当然投資ということが必要になってきます。ただ、我々としては民間投資を考えておまして、あくまでも民間主導というふうに考えております。町の方向性と合致するそんな民間事業者にご協力いただいてやっていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 町長は民間投資を期待したいということおっしゃっております。

したが、やはり総論は賛成であっても各論反対となって、なかなか合意形成というのは難しい部分もあるのかな、そんなことを今民間投資という部分で感じております。

新しい顔を作っていく、それについては町民の皆さん全員は参加できませんけれど、やはり多くの皆さんの声を聞く、そして一応このマスタープランができれば、町民の皆さんにパブリックコメント求めていくという流れにはなるんですけど、それはそれとしながらも、この東員町に住んでいる多くの皆さんに情報を開示し、皆さんと一緒に計画策定、皆さんの思いの募ったまちづくりをしていくことがさっき町長がおっしゃったように、子どもたちにとってふるさとを残す一つのものになるというふうに思うんですよ。東員町の周辺地をこういうふうに皆さんの力、皆さんの描いた絵が基でこういう町になりました、本当にすばらしいねということにならなきゃいけないというふうに思うんです。そういうことであるならば、やはり市民の多くの皆さんの参加、仕組みづくりというのをどういうふうに考えていらっしゃるのか、今後の流れですよ、行政がやらないとしても、民間にお願いするにしても、町民の皆さんの声が活かされるまちづくり、民間業者も選ばなきゃいけないわけですので、そのあたりについてお願いしたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） マスタープランを作っていく上で広く意見をお聞きするということはあります。それ以外に、具体的にこれから進んでいく中で町民の皆さんの意見を聞くと、そういう場を持つということだろうと思うんですが、確かにその視点は大事なところだということなことを思ってますので、これから一緒に開発に協力していただけるような民間の事業者が出てまいりましたら、一緒に話し合いしながら今の視点を入れていくということも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） コンパクトシティというまちづくりは、先ほどようやく法の規制が緩和されたというか、なりましたということおっしゃっているんですけど、まちづくり三法の改正が2006年から動き出して、それから全国的に始まったのかなというふうに思うんですけど、そのコンパクトシティのまちづくりという中で先進地といいましょうか、成功例といいましょうか、そのあたりがありましたらお示ししていただきたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今、緩和されたとおっしゃいましたが、緩和はされてません。まだまだ壁があります。まだまだ壁はあるんですが、一つの手法としてこういうことではどうですかという提案をいただいております、そういう方向で進めていけば何とかその壁も崩せるんじゃないかという今状況であります。

成功事例ということなんですが、なかなか大きな都市部でこういうことありますよというのはあるんですが、例えば青森だとか富山だとか、そういう話はあるんですが、小さな町で非常に成功したよという事例をなかなか私今持ち合わせておりませんので、申しわけございません。



がよろしく申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 緩和ではなくて、規制はあるけれども努力していくということで、その部分は訂正したいというふうに思います。

まちづくりは本当に50年、100年先を見た東員町づくりというのをやっていかなきゃいけないので、皆さんの英知をかりながら、本当にこのマスタープランに沿っての東員町の顔というのが大切なのかどうなのかも含めて、今後きっちり議論していきたいというふうに思います。

3点目は観光と農業について。まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2、3を生み出す政策を推進するために、各部局で横断的に取り組めるようプロジェクトチームを立ち上げ、町の課題を解決するためにプロジェクトチームで地域再生計画をまとめ事業を推進していく新しい取り組みが始まります。これは農業を核としたまちづくり、儲かる農業の推進、現在取り組んでいる喜び農業推進事業や農・福連携事業の拡充を進めるものです。新産業創造プロジェクトチームが発足することにより、これからの農業や観光はどのように変化していきますか。

次に、昨日も同僚議員から観光協会と観光振興会についての質問がありました。観光協会は、10年余東員町をPRするために努めてみえました。4月16日、町制50周年記念の日、中部公園でマルシェが開かれておりました。そのときの親子の会話です。僕ここでポニーに乗ったよ、今日はいないね、どうしたの。はっきりと聞き取れる親子の会話がありました。ポニーに乗れてとってもうれしかったようで、観光協会の取り組みの一面を感じたところです。今回は、子どもの夢を奪ったようで寂しい気持ちになりました。このマルシェを計画したのは観光振興会の皆さんです。若い力で頑張ってることには応援したいと思いますが、観光協会に問題があるならば、その解決に力を尽くすのも行政の仕事ではないのでしょうか。現在は、観光協会と観光振興会が存在する形式と考えます。両者の明快な違いは何でしょうか。建設部長もしくは建設部参事の答弁を求めたいと思います。

○議長（鷺田 昭男君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） ご質問の順序と前後いたしますけども、まず私からは観光協会と観光振興会の違いについてご答弁申し上げます。

昨日の三宅議員の一般質問で町長からご答弁申し上げましたとおり、東員町観光協会は平成18年4月1日に発足いたしまして、観光行事やイベント企画などを実施してございました。しかしながら現在では、組織体制などの弱体化が進み機能いたしてございません。

次に観光振興会でございますが、本年度から本町の観光振興に対しまして熱意のある若い方を中心に新たな組織として発足いたしてございます。この観光振興会では、これまでに実施したイベントなどを継続して開催していただく他、新しい発想による事業を計画・実行していただいております。観光振興会が自主の活動組織として組織体制の強化を図り、観光集客などができるイベントの企画、提案、運営をしていただける組織となることを大変期待してございます。よろしくご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 門脇郁夫建設部参事。

○建設部参事（門脇 郁夫君） 私からは「新産業創造プロジェクトチームによる、これからの観光についての考えは」のご質問にお答えいたします。

新産業創造プロジェクトチームは、昨年作成しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる政策のうち、「安定した雇用の創出」と「交流・にぎわい」を生み出す政策を推進するため関係する各部局が横断的に取り組めるよう設置するものでございます。

その第一段階での取り組みにつきましては、既存産業の活性化と新たな産業や雇用、就業機会の創出を図るため町の貴重な財産である農地の活用と「農業を核としたまちづくり」の推進に取り組む地方創生へ繋げてまいりたいと考えております。

内容といたしましては、付加価値の高い農産物の生産技術を有する民間事業者や先進的な農業法人等に指導いただき、そのノウハウと技術を本町の農家に取り入れられる仕組みの構築と、「儲かる農業」の推進により農業の産業化や農業に付随した産業、（観光農園の開設や特産品の開発、販売による観光産業）へと展開し、交流・集客増を図る取り組みを推進してまいります。また、観光の産業化を進める上で観光振興会や商工会に協力いただくことも考えてございます。

6月中にはプロジェクトチームを立ち上げ、12月末には5年計画とする「農業を核としたまちづくり」を行うための「地域再生計画」をまとめ、国の地方創生推進交付金制度を活用し平成30年度から事業推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、10月中には途中経過も含め、取り組み内容と概算事業費についてご報告させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 「儲かる農業」、そして第6次の産業を進めていきたいということをおっしゃっておりまして、そういう方向性に行けば大変いいのかなというふうに思いますけれど、ここずっと見ますと、喜び農業という形でソバとか赤シソとかいろんなことをやってきましたけど、なかなかきちとした成果には残念ながら繋がっていません。現在ブドウとブルーベリー、今後の収益に繋げるという形で努力していただいておりますけれど、本当に最初おっしゃったような収益に繋がるのかどうなのか大変心配いたしております。昨日もありましたけど、一般社団法人CABのトマト栽培にも暗雲が漂っているわけです。広報とういんにも農・福・観連携事業という形で協定・調印式という形で公表されておりますが、そのあたりについて本当にできるのかどうなのか、大変心配しながら参事の答弁もう一度求めたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 門脇郁夫建設部参事。

○建設部参事（門脇 郁夫君） お答えいたします。

確かに現在まで耕作放棄地利用の取り組みで失敗した作物もございます。しかしながら、今回は地域再生計画を立てていきながら実効性のある取り組みとしていくということでございますし、何よりも町の貴重な財産である農地を活用して農業を核としたまちづくりを行う。本町

の持続的な発展に欠かせないものだと思っています。まずは、しっかりと実効性のある計画書を作成して事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 今回はしっかりやっていくということですが、過去の何が原因でどうなったかというそのあたりもきちっと分析していただきたいというふうに思います。農業を核としたまちづくり、「儲かる農業」を推進していくからには、町としても人材を含めて投資をもっとするべきではないかというふうに思います。

島根県隠岐の島の海士市ですが、第1次産業の再生に挑戦していきまして、漁業では、鮮度が落ちる問題を解決するために町として凍結技術を導入して空輸で都会へお魚を送っている。農業のことなら任せてくださいと言える人材を確保していただきたいというふうに思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（鷺田 昭男君） 門脇郁夫建設部参事。

○建設部参事（門脇 郁夫君） お答えいたします。

とりあえず投資については農業を核としたまちづくりの計画づくりということでございますので、ここについては、専門の事業さんとか農業を手がけるホリエさんにご指導いただくということで考えてますが、実際にその計画ができ上がって、来年スタートするに当たって、例えば各方面の知識を持った人材が要るということであれば、そういったところについては考えてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 今年度は計画だけで、実際に行うときにはそういう皆さんも人材を確保していきたいということですが、計画段階からそういうすぐれた人といいたまうか、そのことについては任せてほしい、そういう皆さんも入れて計画を進めていただくべきではないのかなと思いつつ、町がしっかりこういう再生計画を立てながらやるというからには、成果のあるものにしていただきたいということ強くお願いしたいというふうに思います。喜び農業がもっともっと本当に喜びになるような形で努力していただきたいというふうに思います。

最後に教育問題です。改定されました国の保育所保育指針には、初めて国歌、唱歌、わらべうたに親しむと表記が加わりました。幼稚園教育要領にも、国旗に親しむに加え、国歌に親しむが盛り込まれました。また、2018年度から道徳教科書が変わることが決まりました。県においても小学校で使う道徳の教科書採択に向け教科書選定審議会が動き出しました。幼児たちに国歌・国旗を押しつけることはいかがと私は思うものです。教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 大崎議員のご質問にお答えいたします。

本年3月公示の保育所保育指針と幼稚園教育要領には、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しん

だり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会との繋がり意識や国際理解意識の芽生えなどが養われるようにすること」と国旗・国歌についての内容の取り扱い説明があります。

小中学校では、国旗・国歌の明確な指導方針があり、各校では適切な指導が行われておりますが、幼稚園・保育園に対しては、教育要領・保育指針に基づき発達段階に応じた取り組みをしていくことが大切だと考えております。教育要領や保育指針にありますように、「親しむ。意識の芽生えを養う」など保育者との信頼関係の中で涵養していくものであると考えております。

それゆえ、日常生活の中で自然な形で国旗や国歌に対して興味・関心を持てるような機会を各園で主体的に作っていくように指導していきたいと考えております。

次に道徳の教科化についてお答えいたします。

現在行っております「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」に小学校は平成30年度から、中学校では平成31年度から全面实施されます。今回、教科化されました「特別の教科 道徳」の目標については、「道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と示されております。また、その指導方法では、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、児童生徒が「自分ならどうするか」という道徳的価値と向き合い、自分自身との関わりの中で深めることを重視しております。

教育委員会といたしましても、グローバル化の進展の中、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題と考えております。こうした課題に対応するために、一人一人が道徳的価値の自覚のもと、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながらよりよい方向を目指す資質・能力の育成に道徳教育の役割は重要であると認識しております。

一方で私は、道徳は学校だけでは教えられるものではないだろうとも考えております。日々の暮らしの中で周囲の大人の言動こそが子どもたちにとって何よりすぐれた「教材」になると信じております。学校での教育とともに、地域総がかりで心身ともに健やかで人間性豊かな人材育成を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 教育長の答弁をいただきました。道徳の教科書の採択に向けて、東員町での取り組みと決定までの流れについて、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

○議長（鷺田 昭男君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） お答えいたします。

現在、桑員2市2町で北勢第一地区教科書採択協議会というのを設置いたしました。私もその委員の中に入っておるんですけども、その中で平成30年度小学校の特別の教科道德の教科書選定の事務に入っております。調査員を選定しながら、その調査員に詳しいことを調べていただきまして、もう少したちますと何種類かの教科書を選定する事務に入ります。今、桑名市やいなべ市の図書館で、その教科書展示が始まっております。それから東員町ですと、6月19日から6月29日まで文化センターのところに教科書を展示しておりますので、ぜひ議員の皆様も見ていただきまして、ご意見をいただければありがたいなと思っております。

私どもといたしましては、その展示会について広報とういんの6月号や、それから町のホームページでもご紹介させていただきます。そこでのご意見をいただきながら最終的に教科書を決定していくということになると思います。そして、その採択協議会で決めたことを最終的には東員町の教育委員会に挙げて決めてもらうという形になると思います。

以上です。

○議長（鷺田 昭男君） 大崎潤子議員。

○14番（大崎 潤子君） 教科書の採択についての流れはわかりました。

6月号の広報とういんの中にも町民の皆さんへという形で載っております。新しく教科書ができるわけですので、多くの町民の皆さん見ていただいて、意見を言っていただきたいというふうに思いますし、私自身も前回のときにはそういう形で意見を述べさせていただきましたので、今回についても見ながらきちっと意見を述べたいというふうに思います。

どの子もわかって楽しい授業やだれもが人間として大切にされる学校づくりをこの東員町でもっともっと進めていただくことをお願いいたしまして、6月定例議会の質問を終わります。ありがとうございました。